6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　企業は、平成13年度から資料の提出期限までに完了し、引渡しが完了した㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有することとし、他の構成員は、㋑の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、㋐の基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。
㋐　同種工事１
・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事
①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。
②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）
③　建物規模　延べ面積6,000㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）
④　階数　５階以上
㋑　同種工事２
・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事
①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。
②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）
③　建物規模　延べ面積1,500㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）
④　階数　３階以上
※上記㋐又は㋑については、民間工事を含むものとする。
ウ　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。
㋐　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。
㋑　平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事
・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事
①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。
②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）
③　建物規模　延べ面積3,000㎡以上（住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫に供する面積は含まない。）
④　階数　４階以上
㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、帯広第２地方合同庁舎新営16建築工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。